

広島県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年十月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市上平良字大原九一六番一地从先から 廿日市市原字半明原五〇六番一地先まで	一〇・六〇〇 五八・〇〇〇	一七・〇〇〇 五八・〇〇〇		一、三八五・ 〇〇	一部拡幅 一部幅員減少